

気象に関する警報及び地震に関する情報等が発令された場合の措置について

平成29年度版

あさひちよつあさひしょうがっこう
朝日町立朝日小学校 (☎377-2057)

1 始業時刻以前に、暴風(暴風雪)警報、東海地震注意情報又は警戒宣言が発令された場合

児童を登校させずに、自宅待機させてください。保護者が不在になる児童については、近くの方に保護を依頼できるように、前もって頼んでおいてください。

2 在校中(始業後～当日の日課の終了前)に、暴風(暴風雪)警報、東海地震注意情報または警戒宣言が発令された場合

- ① 学校に待機させ、保護者または責任の持てる人の出迎えを待つて引渡しをします。
- ② 引渡しをする時は、「緊急引渡し確認カード」(学校保管)へ必要事項を記入していただきます。

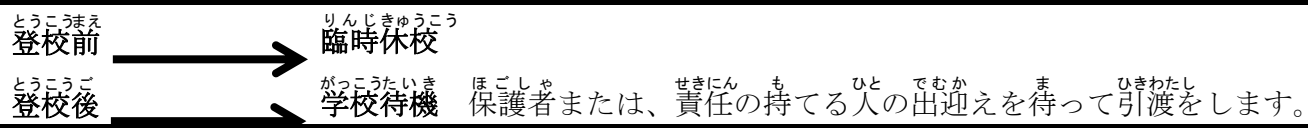
3 午前7時までに、暴風(暴風雪)警報、東海地震情報または警戒宣言が解除された場合

通学路の安全が確認できれば、平常通りの授業を行います。安全を確認の上、集団登校させてください。ただし、地区によって通学に危険が伴う場合は、保護者の判断により、登校を見合わせてください。その場合は学校へ連絡してください。

4 午前7時を過ぎても暴風(暴風雪)警報、東海地震情報または警戒宣言が解除されない場合

臨時休校

5 特別警報、大津波警報、震度6弱以上の地震発生(緊急地震速報)、噴火警報が発表された場合



※大津波警報等、津波の危険性がある場合は、避難場所(朝日町教育文化施設)に避難のうえ、引き渡しをします。

6 その他

- ① その他警報【大雨洪水警報等】や注意報の場合は、平常通り授業を行います。学校からの連絡(緊急Eメール及び地区連絡網による)がなければ、平常通り登校させてください。ただし、地区によって増水などの危険が伴う場合は、保護者の判断により登校を見合わせてください。その場合は学校へ連絡してください。在校中にその他の警報等が発令された場合は、学校長の判断により措置をとります。
- ② 通学路等に危険が予測されたり、災害が著しい場合は、学校長の判断により、休校等の必要な措置をとる場合があります。
- ③ 防災情報(緊急・災害、地震・津波、天気・観測、交通・道路・生活)については、「防災みえ.jp」に登録すると、メール配信を受け取ることもできます。

<http://www.bousaimie.jp> (パソコン・携帯電話からアクセスできます。)